

## 記入例

## 養育費等に関する申告書

令和 5年 \*月 \*日

ふじみ野市長 宛て

申請者 住 所 ふじみ野市福岡1-1-1

氏 名 ふじみ野 花子

1. 児童扶養手当／ひとり親家庭等医療費支給開始月：令和4年 1月（不明な場合は記入不要）  
2. 養育費の取り決め：（有・無）  
3. 令和4年中の養育費の受取：（有・無（以下、記入不要））  
4. 記入方法

・令和4年1月から令和4年12月の間に受け取った金額を記入。

※児童扶養手当の支給開始月が令和4年1月以降の場合は、児童扶養手当支給開始月から令和4年12月の間に受け取った金額を記入。

・令和4年中に手当の支給対象外となった児童がいる場合は、支給対象となっている期間の受取金額のみ記入。

（例）児童の生年月日が平成15年4月2日から平成16年4月1日の間である場合、令和4年3月分までが児童扶養手当／ひとり親家庭等医療費の支給対象であるため、令和4年1月から3月の受取金額のみ記入。

5. 受取金額

	受取人氏名（母／父）	受取人氏名（児童）	受取人氏名（児童）	受取人氏名（児童）
	ふじみ野 花子	ふじみ野 一郎	ふじみ野 次郎	ふじみ野 三郎
	生年月日	生年月日	生年月日	生年月日
	昭和 平成 51年 11月 11日	平成 令和 15年 9月 10日	平成 令和 17年 5月 9日	平成 令和 21年 4月 20日
令和4年1月	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円
令和4年2月	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円
令和4年3月	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円
令和4年4月	10,000円	0円	5,000円	5,000円
令和4年5月	10,000円	0円	5,000円	5,000円
令和4年6月	10,000円	0円	5,000円	5,000円
令和4年7月	10,000円	0円	5,000円	5,000円
令和4年8月	10,000円	0円	5,000円	5,000円
令和4年9月	10,000円	0円	5,000円	5,000円
令和4年10月	10,000円	0円	5,000円	5,000円
令和4年11月	10,000円	0円	5,000円	5,000円
令和4年12月	10,000円	0円	5,000円	5,000円
小計	(A) 120,000円	(B) 30,000円	(C) 60,000円	(D) 60,000円
合計(A~D)	(E) 270,000円			
所得加算額 (Eの8割)	216,000円			

## 「 養 育 費 」 に つ い て

1 「養育費」とは、次の要件の全てに当てはまるものをいいます。

- ① 児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費(以下「手当等」)を受給している者が母親の場合には、監護している児童の父親が、手当等を受給している者が父親の場合には、監護し、かつ生計を同じくしている児童の母が払ったものであること。
- ② 手当等を受給している者が母親の場合には、受け取った者が母親又は児童(母親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。)、手当等を受給している者が父親の場合には、受け取った者が父親又は児童(父親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。)であること。
- ③ 父親から母親若しくは児童に支払われたもの、又は母親から父親若しくは児童に支払われたものが金銭又は有価証券(小切手、手形、株券、商品券など)であること。
- ④ 父親から母親若しくは児童へ、又は母親から父親若しくは児童への支払方法が、手渡し(代理人を介した手渡しを含みます。)、郵送、母親、父親名義又は児童名義の銀行口座への振込であること。
- ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などのローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に係のある経費として支払われていること。

2 したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① 手当等を受給している母親が監護している児童の父親以外の者から支払われたもの、又は父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外の者から支払われたもの
- ② 母親、父親又は児童以外の者が受け取っている場合
- ③ 支払われたものが、不動産(土地、建物等)、動産(車、家財道具等)の場合
- ④ 支払方法が、母親、父親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

(注) 1 受給者が未婚の母である場合

父親が児童を認知しており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2 自分の子だけでなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。